

⇩ 人材投資促進税制の創設

Q : 今年度の税制改正で、教育訓練費用を支出すると税額控除が受けられるようになると聞きました。どんな内容になっているのですか？

A : 過去2期分の教育訓練費の平均額以上を支出した場合に、一定の税額控除を認めるというもので、3年間の時限措置として創設される見込です。

【解説】

今回の税制改正で盛り込まれた人材投資促進税制は、①一般向けと②中小企業向けの二本立てになっており、次のような概要になっています。

① 一般向け(青色申告法人②も同じ)

損金に算入される当期支出の教育訓練費が、直前2事業年度の損金に算入された教育訓練費の平均額を超える場合に、その超える部分の25%相当額の税額控除を認める。

② 中小企業向け

損金に算入される当期支出の教育訓練費について、教育訓練費増加割合に応じて、教育訓練費に対する次の割合を特別税額控除する(法人税額の10%を限度とする)。

イ. 教育訓練費割合が40%以上の場合
20%

ロ. 教育訓練費割合が40%未満の場合
教育訓練費割合×50%

なお、この措置は、3年間の時限措置として創設されることとなっています。

